

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表
(平成31年漁期：第5管理期間)

改正後	改正前																								
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 くろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)を減じた数量(3,757トン)とする。このうち配分を留保する数量を <u>251.2トン</u> とする。</p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量(250トン)を加えた数量(5,132トン)とする。このうち、配分を留保する数量を <u>85.7トン</u> とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1種特定海洋生物資源</th> <th style="text-align: center;">管理の対象となる期間</th> <th style="text-align: center;">漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">くろまぐろ</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">8,889トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小型魚</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">3,757トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大型魚</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">5,132トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上表の漁獲可能量は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。また、配分量については以下の考え方に応じた数量とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 漁獲可能量の未利用分の繰越し 上表の漁獲可能量のうち未利用分については、我が国の漁獲上限(小型魚4,007トン、大型魚4,882トン)の <u>17%</u>を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第5管理期間	8,889トン	小型魚	第5管理期間	3,757トン	大型魚	第5管理期間	5,132トン	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 くろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)を減じた数量(3,757トン)とする。このうち配分を留保する数量を <u>260.3トン</u> とする。</p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量(250トン)を加えた数量(5,132トン)とする。このうち、配分を留保する数量を <u>77.4トン</u> とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1種特定海洋生物資源</th> <th style="text-align: center;">管理の対象となる期間</th> <th style="text-align: center;">漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">くろまぐろ</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">8,889トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小型魚</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">3,757トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大型魚</td> <td style="text-align: center;">第5管理期間</td> <td style="text-align: center;">5,132トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上表の漁獲可能量は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。また、配分量については以下の考え方に応じた数量とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 漁獲可能量の未利用分の繰越し 上表の漁獲可能量のうち未利用分については、我が国の漁獲上限(小型魚4,007トン、大型魚4,882トン)の <u>5%</u>を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第5管理期間	8,889トン	小型魚	第5管理期間	3,757トン	大型魚	第5管理期間	5,132トン
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第5管理期間	8,889トン																							
小型魚	第5管理期間	3,757トン																							
大型魚	第5管理期間	5,132トン																							
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第5管理期間	8,889トン																							
小型魚	第5管理期間	3,757トン																							
大型魚	第5管理期間	5,132トン																							

(6) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くろまぐろ （小型魚）	大中型まき網漁業	<u>1,408.0</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	56.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0
くろまぐろ （大型魚）	大中型まき網漁業	<u>3,155.2</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	417.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4

2～6 (略)

7 大臣管理漁業の配分量の未利用分の繰越し
上表の大臣管理漁業の配分量のうち未利用分については、当初の配分量の10%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

8 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(6) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くろまぐろ （小型魚）	大中型まき網漁業	<u>1,410.0</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	56.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0
くろまぐろ （大型魚）	大中型まき網漁業	<u>3,153.2</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	417.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4

2～6 (略)

7 大臣管理漁業の配分量の未利用分の繰越し
上表の大臣管理漁業の配分量のうち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

8 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	91.5
青森県	289.2
岩手県	54.9
宮城県	63.5
秋田県	21.5
山形県	10.3
福島県	13.3
茨城県	19.8
千葉県	42.4
東京都	9.9
神奈川県	35.4
新潟県	55.6
富山県	95.1
石川県	<u>97.9</u>
福井県	19.7
静岡県	26.3
愛知県	0.1
三重県	<u>32.5</u>
京都府	17.4
大阪府	0.1
兵庫県	<u>3.3</u>
和歌山県	<u>23.7</u>
鳥取県	4.0
島根県	79.6
岡山県	0.1
広島県	<u>0.2</u>
山口県	<u>87.1</u>
徳島県	<u>8.1</u>

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	91.5
青森県	289.2
岩手県	54.9
宮城県	63.5
秋田県	21.5
山形県	10.3
福島県	13.3
茨城県	19.8
千葉県	42.4
東京都	9.9
神奈川県	35.4
新潟県	55.6
富山県	95.1
石川県	<u>91.1</u>
福井県	19.7
静岡県	26.3
愛知県	0.1
三重県	<u>29.0</u>
京都府	17.4
大阪府	0.1
兵庫県	<u>3.2</u>
和歌山県	<u>23.6</u>
鳥取県	4.0
島根県	79.6
岡山県	0.1
広島県	<u>0.1</u>
山口県	<u>87.0</u>
徳島県	<u>8.0</u>

香川県	0.1
愛媛県	<u>9.5</u>
高知県	65.5
福岡県	<u>10.3</u>
佐賀県	0.9
長崎県	688.8
熊本県	2.9
大分県	<u>1.8</u>
宮崎県	13.4
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1,997.8</u>

香川県	0.1
愛媛県	<u>9.4</u>
高知県	65.5
福岡県	<u>10.2</u>
佐賀県	0.9
長崎県	688.8
熊本県	2.9
大分県	<u>1.7</u>
宮崎県	13.4
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1,986.7</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	199.8
青森県	470.5
岩手県	52.6
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	<u>25.2</u>
福井県	17.9

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	199.8
青森県	470.5
岩手県	52.6
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	<u>32.0</u>
福井県	17.9

静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	<u>19.5</u>
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	7.7
和歌山県	14.2
鳥取県	3.9
島根県	22.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	4.0
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	4.5
大分県	5.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,464.7</u>

2～7 (略)

8 配分量の未利用分の繰越し

上表の配分量うち未利用分については、当初の配分量の10%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	<u>23.0</u>
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	7.7
和歌山県	14.2
鳥取県	3.9
島根県	22.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	4.0
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	4.5
大分県	5.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,475.0</u>

2～7 (略)

8 配分量の未利用分の繰越し

上表の配分量うち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

9～10 (略)

第6・第7 (略)

9～10 (略)

第6・第7 (略)